

富山県部活動応援企業登録制度実施要領

第1 目的

この要領は、富山県部活動応援企業登録制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、富山県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が実施する部活動応援企業の登録に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 実施方法

1 支援内容について

(1) 指導者の派遣

① 派遣先

県立学校、市町村立学校、その他 学校が認める地域部活動の活動場所 等

② 指導者の派遣形態

ア 部活動指導員としての派遣

生徒への指導のほか、大会引率等顧問に代わり部活動の運営を実施

活動回数は平日 1 日及び休日 1 日を上限とし、謝金は 1 時間 1,600 円を基本とする。

イ その他 技術的な指導支援を行う指導者（スポーツエキスパート等）

活動回数は年 24 回を上限とし、謝金は 1 回 2,000 円を基本とする。

③ 諸条件の決定

派遣に当たっての諸条件は派遣形態や派遣先により異なるため、企業等の意向のほか、県立学校や市町村教育委員会、部活動を運営する団体等との協議を踏まえて決定する。

(2) 物品等の支援

企業等の希望に基づき、内容・時期・回数等、隨時、支援先の県立学校・市町村教育委員会との協議を踏まえ決定する。

(3) 施設の貸与

① 施設の貸与及び使用料の減免は、年度ごとに条件を確認し実施することを原則とする。

② 施設の管理や使用方法は、県立学校または市町村教育委員会と協議のうえ決定する。

③ 使用施設の管理上明らかな瑕疵があり、事故等があった場合は、管理者である企業等が責任を負う。その他、通常の活動により使用者が負傷した場合は、生徒本人または県立学校や市町村教育委員会、部活動を運営する団体等が加入する保険で対応する。

(4) 財政支援

企業等の意向に基づき、支援先と協議のうえ受け入れについて決定する。支援先について指定がない場合は、企業等と協議のうえ使途を検討する。

2 登録

(1) 登録の申請

企業等が登録を希望するときは、富山県部活動応援企業登録申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を教育委員会に提出する。

教育委員会は、企業から登録申請書を受理した後、企業に別紙様式の提出を求め、必要に応じて聞き取りを行い、企業情報及び支援内容等の確認を行うものとする。

(2) 登録

教育委員会は、企業等から申請書の提出があった場合、当該申請内容が適正であると認めたときは、(1)により確認した企業情報及び支援内容について、応援企業名簿に登載するとともに、富山県部活動応援企業等登録証（様式第2号）により速やかに当該企業等に通知し、その旨を公表する。

企業等は、登録が完了した場合は、当該企業等の従業員にその旨を周知する。

(3) 登録期間

登録期間は、1年以内とする。（登録日の属する年度の3月31日まで）

登録企業等が継続を希望する場合は、登録期限の1月前までに申請書を提出する。

3 県立学校及び市町村教育委員会からの申込

県立学校及び市町村教育委員会は、要綱別表(1)(2)の支援を希望する場合は、富山県部活動応援企業による支援申込書（様式第4号）（以下「支援申込書」という。）を教育委員会へ提出する。教育委員会は、支援申込書の内容に基づき、企業等と調整する。

4 実績報告

県立学校及び市町村教育委員会は、企業の支援を受けた場合は、富山県部活動応援企業の支援実績報告（様式第5号）を当該年度の3月末までに県へ提出する。

附 則

この実施要領は、令和5年2月9日から施行する。